

県議選は4月7日、市議選は4月21日

投票時間は午前7時～午後8時です。選挙は私たちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票しましょう。

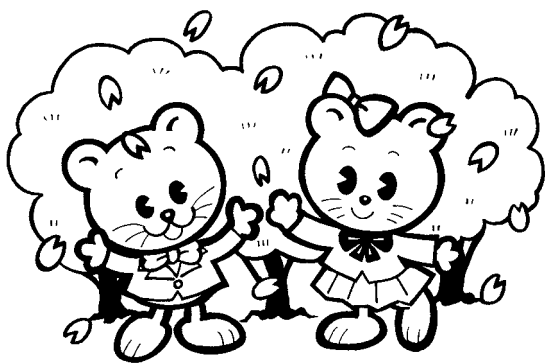
成田市で投票できる人

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている人です。

千葉県議会議員選挙

○平成13年4月8日までに生まれた人

○平成30年12月28日までに成田市に住民記録があり(転入の場合)、同日までに転入の届け出が



期日前投票期間

○千葉県議会議員選挙：4月6日(土)までの毎日(イオンモール成田は4月3日(水)から)

○成田市議会議員選挙：4月15日(月)～20日(土)の毎日

期日前投票時間：午前8時30分～午後8時(イオンモール成田は午前10時から)

期日前投票所

○市役所4階期日前投票所

○下総支所1階期日前投票所

○大栄支所1階期日前投票所(旧保健福祉館大栄分館)

○イオンモール成田専門店街2階イオンホール

体に障がいのある人は郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に当てはまる人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便などによる不在者投票ができる人

身体障害者手帳を持っている人

○両下肢・体幹・移動機能の障がい1級または2級の人

○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい1級または3級の人

○免疫・肝臓の障がい1級から3級までの人

○両下肢などの障がい右記の程度に当てはまることについて知事が証明した人

戦傷病者手帳を持っている人

○両下肢・体幹の障がい特別項症から第2項症までの人

○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい特別項症から第3項症までの人

○両下肢などの障がい右記の程度に当てはまることについて知事が証明した人

介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人

申請の手続き

①申請書(申請者本人の署名が必要)に身体障害者手帳、戦傷病

者手帳、介護保険の被保険者証を添えて、市選挙管理委員会事務局(市役所4階)へ(申請手続きは代理の人で可)

入院中や市外に滞在中の人は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は指定施設内で不在者投票ができます。また、市外に滞在中の人は滞在先の選挙管理委員会です。不在者投票ができます。

※くわしくは市選挙管理委員会事務局(☎22・1111 内線3152)へ。

立候補者数が定員を超えない場合

千葉県議会議員選挙の成田市選挙区は、議員定数2人です。告示日の3月29日(金)午後5時をもって、定数を超える立候補者がいない場合は、無投票になります。

【無投票の場合】

- ホームページなどでお知らせします
- 「入場整理券」は郵送しません
- 「選挙公報」の新聞折り込みはしません